

不良パンスト事件

2016/12/12

X社は、昭和54年9月27日Y社から、韓国製のパンティストッキングを買い入れ引渡しを受けたが、穴あき、編織むら、染色むら、規格寸法外などの瑕疵のあるものが混在し、全体のほぼ3分の2が商品価値のないものであった。X社は、引渡を受けた商品を転売したが、その直後の昭和54年末から翌55年初めにかけて、売渡先から商品に瑕疵があるため返品する旨の苦情を相次いで受けた。そのため、X社は、そのころ、売渡先から商品を取り寄せるなどして検分したところ、前記のような瑕疵ある商品が多数混在していることが確認された。そこで、X社は直ちにY社にその旨申し入れを行い、また、昭和55年2月末ころ右商品の製造元にも右商品の引き取りおよび値引方の交渉をしたが、らちがあかず、やむなく右売渡先と交渉して、引き取りの要求は抑えたものの、値引き要求には応諾せざるをえなかった。また、まだ売却していない品物についても、傷物として安く転売せざるをえず、計4570万円弱の転売利益を失った。昭和58年12月7日、X社はY社を相手どって、瑕疵担保責任に基づき、右の損害のうち407万円余の損害（係争中の別訴で相殺を主張した残額）の賠償を求める本件訴訟を提起した。

Xの請求は判例の立場に立っても認めうるか。なお、中心的な争点の1つであった商法526条によるXの失権は否定されており、その点を詳しく論じなくてもよいものとする。

最判平4・10・20民集46巻7号1129頁より